

循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）

8, 4 2 1 百万円（8, 4 2 1 百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の必要性・概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実・強化を図る。

○改正内容

（1）単独処理浄化槽合併転換促進支援事業の創設

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する際に、浄化槽接続のための配管の布設替えの費用は、設置者にとって大きな負担となっている。

このため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に限り、従来の国庫助成制度に配管費の一部助成のメニューを追加し、合併処理浄化槽への転換を促進することにより、污水处理施設の早期整備を推進する。

（2）低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の延長

平成22年度から24年度にかけて実施してきた低炭素社会型浄化槽整備推進事業について、日本における温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野におけるCO₂削減対策の促進を図るため、制度を延長する。

（3）複数戸整備浄化槽の助成要件の緩和

浄化槽の効率的な運用を図り各戸での費用負担の軽減による設置・転換を進めるため、隣接する複数戸での浄化槽整備につき、現在地形等の特殊状況による場合のみ認めているが、10戸未満を処理対象とする場合で浄化槽の処理能力に応じて適切な使用が行われると認められる場合も、複数戸に1基の整備を助成対象とする。

2. 事業計画（業務内容）

市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を国庫助成。

助成率：1／3（一部事業1／2）、助成先：市町村等

3. 施策の効果

浄化槽の整備を推進することにより、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

4. その他

上記の循環型社会形成推進交付金による浄化槽整備以外に、他府省に別途計上された以下の国庫交付金により浄化槽の整備を推進。

○内閣府計上

①地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）

②地域自主戦略交付金[政令指定都市分]

○復興庁計上

東日本大震災復興交付金（低炭素社会対応型浄化槽集中導入等事業）

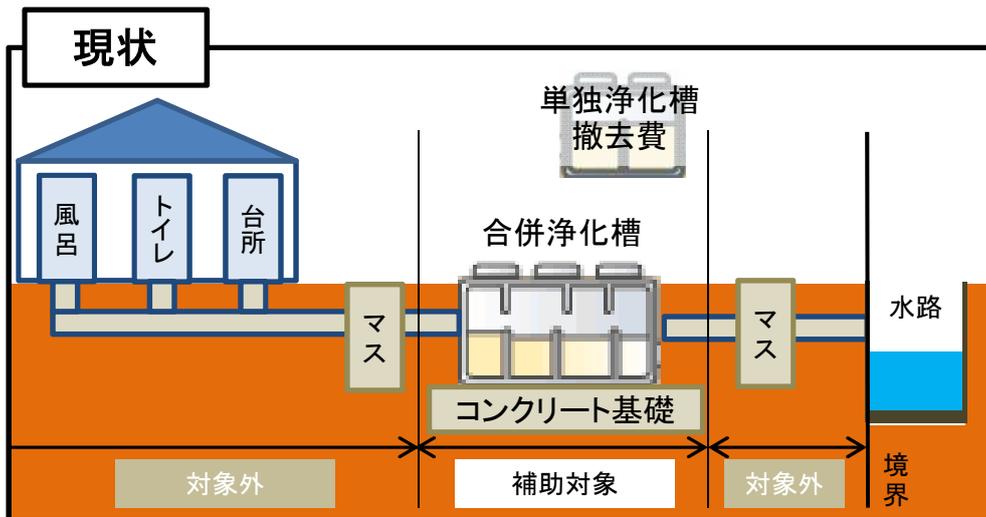
単独処理浄化槽合併転換促進支援事業

(公共) ~配管費の一部助成~

背景

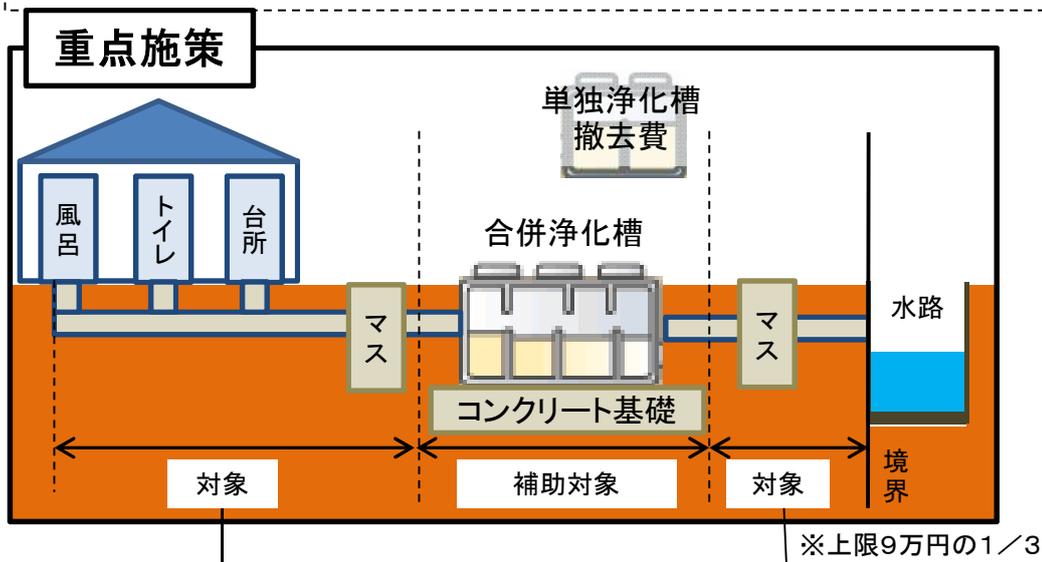
くみ取り式トイレと違い、単独処理浄化槽は合併処理浄化槽と同様水洗式であり、転換へのインセンティブが働かず、公費助成の対象とならない配管費の個人負担は合併転換の障害となっている。

現状



従来の国庫助成制度に、配管費の一部助成のメニューを追加し、個人の費用負担を軽減。

重点施策



目標

さらなる合併処理浄化槽への転換を図る